

発議第4号

地方財政の充実・強化に関する意見書

地方自治法第99条及び会議規則第14条の規定により、別紙のとおり
意見書案を提出する。

令和5年6月26日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者	廿日市市議会議員	中 島 康 二
賛成者	〃	坂 本 和 博
〃	〃	水 野 善 丈
〃	〃	広 畑 裕一郎
〃	〃	林 忠 正
〃	〃	山 田 武 豊
〃	〃	岡 本 敏 博

地方財政の充実・強化に関する意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められています。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られています。これらに対応する地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、令和3年度の地方一般財源水準を令和6年度まで確保するとしています。これをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、令和6年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。とくに、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として令和5年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展にむけて、より恒久的な財源とすること。
6. 会計年度任用職員制度の運用については、令和6年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。
7. デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。とくに戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。
8. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月26日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	細田博之	宛
参議院議長	尾辻秀久	宛
内閣総理大臣	岸田文雄	宛
財務大臣	鈴木俊一	宛
総務大臣	松本剛明	宛
厚生労働大臣	加藤勝信	宛
国土交通大臣	斉藤鉄夫	宛
デジタル大臣	河野太郎	宛
農林水産大臣	野村哲郎	宛
内閣府特命担当大臣（少子化対策 男女共同参画）	小倉将信	宛

発議第 5 号

少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書

地方自治法第 99 条及び会議規則第 14 条の規定により、別紙のとおり意見書案を提出する。

令和 5 年 6 月 26 日

廿日市市議会議長 新田 茂美 様

提出者	廿日市市議会議員	隅 田 仁 美
賛成者	〃	梅 田 洋 一
〃	〃	吉 屋 智 晴
〃	〃	向 井 恵 美
〃	〃	北 野 久 美
〃	〃	枇杷木 正 伸
〃	〃	徳 原 光 治

少人数学級、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度の負担割合引き上げに係る意見書（案）

令和３年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に３５人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

教育現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

また、部活動の地域への移行にむけては、継続的な予算・財源の確保は欠かせません。さらに、ＧＩＧＡスクール構想の推進・ＩＣＴ機器の活用など、時代に対応する教育環境整備に加え、物価高騰によって教育予算についても大きく影響を受けていることから、国による財政支援、十分な予算確保が必要です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- １．中学校・高等学校での３５人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- ２．学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。

3. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。

4. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月26日

広島県廿日市市議会

意見書提出先

衆議院議長	細田博之宛
参議院議長	尾辻秀久宛
内閣総理大臣	岸田文雄宛
財務大臣	鈴木俊一宛
総務大臣	松本剛明宛
文部科学大臣	永岡桂子宛